

## 平成 30 年北海道胆振東部地震により 住宅ローンや事業性ローンなどの返済ができなくなった個人の方へ

～「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」をご存知ですか？～

今般の北海道胆振東部地震の影響を受けて、**住宅ローンや事業性ローンなどの返済ができなくなった方(個人・個人事業者)**は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、**法的な倒産手続によらずに債務の免除・減額を受けられる場合があります。**

<ガイドラインを利用するメリットは・・・>

- ✓ 弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。
- ✓ 財産の一部を手元に残すことができる可能性があります。
- ✓ 債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないの、新たな借り入れに影響しません。などがあります。

<留意点としては・・・>

- ✓ ローン借入先である金融機関等の同意が必要です。
- ✓ 一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間や利率等の支払条件、家計の状況等を総合的に判断）を満たしていることが必要です。
- ✓ 簡易裁判所の特定調停手続を利用する必要があり、申立費用は個人負担となります。などがあります。

<この制度の概要や手続きについては、こちらをご覧ください。>

<http://hokkaido.mof.go.jp/syoutori/pagehkh013000113.html>（北海道財務局ホームページ）

なお、本ガイドラインは、住居・勤務先等の生活基盤や事業所等の事業基盤などが、災害で影響を受けた場合に適用対象となり得ます。災害の影響には、間接的な影響（取引先や顧客の被災）も含まれます。

詳しくは、こちらにお問い合わせください。

- ✓ 利用に関する具体的な相談については・・・  
最も多額のローンを借りている金融機関等へ
- ✓ ガイドラインの内容について詳しくお知りになりたい方は・・・  
札幌弁護士会（災害法律相談無料相談ダイヤル）  
TEL 0120-325-104（平日14～18時、土日祝13～16時）
- ✓ この度の災害に関連して金融面でのご相談がある方は・・・  
北海道財務局（金融ほっとライン）  
TEL 011-807-5145（平日9～12時、13～17時）

（札幌弁護士会、北海道財務局）